

むろらん



市政だより

昭和52年

10月15日

No. 422



ま
ご
は
よ
り
は
早
目
に
お
読
み
下
さ
い

ひとりの手から きれいなマチが

室蘭をきれいにする市民運動実行委員会（糸氏年雄会長）提唱の秋の清掃月間が、19日まで行われていますが、この運動は、年間を通して私達市民が、明るい豊かな住みよい郷土室蘭を築くため市民一人ひとりが、この目的に向かって実践していくとするものです。

みなさんがこの運動を理解され、市民総参加の

清掃で、私達のマチを明るくきれいな住みよいマチにしましょう。

2日は、午前8時のサイレンを合図に市民総参加の一斉清掃が行われ、自宅周辺の道路、公園のゴミ拾いや、草刈り、排水構の清掃に汗を流しました。

（写真：バス道路を掃除する増市町会のみなさん）



景気浮揚と雇用の拡大を柱に 十億七百万円を追加

昭和五十二年第三回市議会定例会が、九月二十二日から十月一日までの十日間開かれまして。

この議会では、景気浮揚と雇用の拡大を柱とした、総額十億七百八十六万七千円にのぼる追加予算案と、日影防止を内容とした「市建築基準法施行条例の一部改正」の審議をはじめ、十一月三日の文化の日に表彰される「市功労者」の承認と、教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員の承認など、議案十八件が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

追加予算による主な事業

街路整備一億五千万円・公団整備三千万円・臨港道路整備二千八百万円・区画整理水路六千万円

下水道管の敷設三億円・道路整備二億円・児童館建設三千八百三十八万五千円・保育所建設補助二千二百五十一万九千円・じん芥埋立地整備五千三百万円

これらの一般事業とは別に、中小企業や造船関連下請け企業、有珠山噴火被災地への売掛金未回収に悩んでいる中小企業救済策として、銀行に五千万円の原資を預託して、市内の商工業者に二億円の低利融資をします。

人 事 案 件

今議会に提案しました、人事案件は、次のとおり承認されました

- ▽教育委員会委員
- ・高本政次(再任)
- ▽公平委員会委員
- ・高野次郎(新任)
- ▽固定資産評価審査委員会委員
- ・上島幸一郎(再任)
- ・藤田健一(再任)
- ・北村義郎(新任)
- ▽人権擁護委員
- ・多田多子(増員)
- 法務大臣に推せんの手続きをいたしました。

市功労者十四人

文化の日に表彰式

菊薫る文化の日、今年度の市功労者表彰式を、市議会議事堂で行

います。

受賞される方は、公益功労者の

栗林忠平さんはじめ、次の十四人のかたがたで、いずれも多年にわたり各職務を通じて、市政の発展に貢献されたかたがたです。その榮譽をたたえるため、市長から表彰状と功労章、記念品を贈ります。

公益功労者

- ▽栗林忠平(六十二歳)
- ・会社役員
- ・海岸町二一四一十六
- ▽富田嘉市(六十歳)
- ・会社役員
- ・常盤町八一五
- ▽対馬唯雄(六十三歳)
- ・民生・児童委員
- ・知利別町二一五一六
- ▽酒井仁秀(六十八歳)
- ・保護司
- ・本輪西町三一三十一一

教育文化功労者

- ▽藤原チヨ(七十八歳)
- ・箏曲教授
- ・沢町三一二

自治功労者

- ▽榎本幸平(五十一歳)
- ・室蘭市収入役
- ・宮の森町一四一五
- ▽山本尚夫(四十八歳)
- ・室蘭市技師
- ・白鳥台二一三三八一
- ▽栗屋和夫(五十歳)
- ・室蘭市主事
- ・母恋南町一一二一十七
- ▽田尻 正(五十三歳)
- ・室蘭市技師
- ・港南町一一二一十
- ▽茂呂 醇(五十四歳)
- ・室蘭市技師
- ・清水町二一一一十六



富田嘉市さん



栗林忠平さん



酒井仁秀さん



対馬唯雄さん



本庄晋一さん



池田満穂さん



浅沼正男さん



本田清一さん



山本尚夫さん



榎本幸平さん



藤原チヨさん



茂呂 醇さん



田尻 正さん



栗屋和夫さん

家屋への日照トラブルを防ぐために 市建築基準法施行条例の一部を改正

国の建築基準法の一部改正にあわせて、このほど室蘭市も、これに伴う室蘭市建築基準法施行条例の一部を改正しました。(主として日影規制)

この内容は、道内他都市の規制基準とはほぼ同じで、中高層の建築物の日影が隣の土地におとす時間を制限することによって日照を受ける時間を確保し、居住環境を守ろうとするのがねらいです。

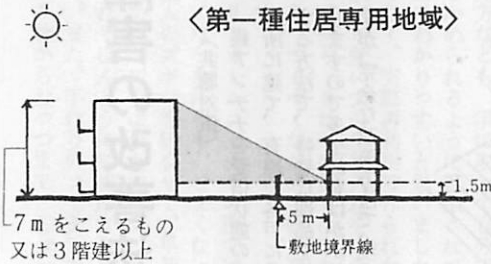
その対象となる区域と建築物の規模と規制時間は下表のとおりです。

例えば、第一種住居専用地域(都市計画法により定められた低層住宅の地域)では、軒の高さが七メートルを超えるか、地階を除く三階以上の建物で、地表面から一・五メートル(一階の窓の中心の高さ)、隣地境界線から五メートルを超えないように、冬至日の午前九時から午後三時までの六時間の中で、二時間以上(または三時間)日影ができれば基準にパスせず、構造変更か、配置上の変更等で基準に適

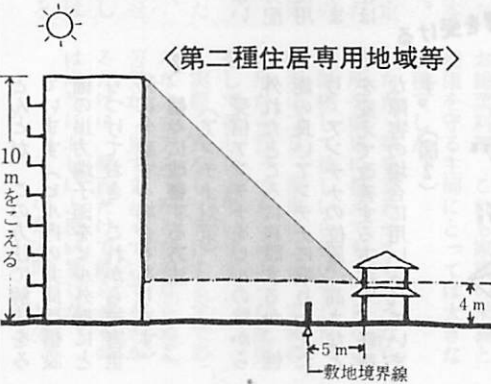
日影による中高層の建築物の制限

	三	二	一		
(い)	地 域	第一種住居専用 地域	第二種住居専用 地域	住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さを用いるものとする。
(ろ)	制限を受ける 建築物	軒の高さが七メートルを超える建築物又は地階を除く階数が三以上の建築物	高さが高さ十メートルを超える建築物	高さが高さ十メートルを超える建築物	
(は)	平均地盤面からの高さ	一・五メートル	四メートル	四メートル	
(に)	敷地境界線からの水平距離が十メートル以内の範囲における日影時間	二時間	三時間	四時間	敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲における日影時間
		一・五時間	二時間	二・五時間	

〈第一種住居専用地域〉



〈第二種住居専用地域等〉



合するように改めなければなりません。

さらに国の建築基準法で対象区域外としている近隣商業地域の一

部、商業地域、工業地域及び工業専用地域で建築する建築物が、対象区域内に日影をおとす場合でも同じ制限を受けることとなります。

テレビをビル陰から守るために

市電波障害防止建築指導要綱を設定

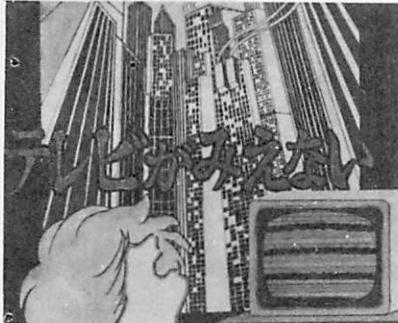
テレビは、私たちの生活のなかにすっかりとけこみ、なくてはならないものとなっております。

近年、都市の近代化や、土地の高度利用による建築物の高層化がすすむにつれ、テレビうつりが悪くなる「ビル陰障害」がでてきております。

この電波障害を改善するために、建築主等と障害を受ける区域の住民とが、あらかじめよく話し

合って、有線(共同受信施設)などにより対策を早目に実施することが大切ですので、市では、市内全域について、高さ十メートルを超える中高層の建築物の建築に伴う「電波障害」についての紛争を未然に防止することを目的とした「室蘭市電波障害防止建築指導要綱」を設定しました。

※改正条例及び要綱は、十一月一日から施行しますので、内容その他不明の点は、建築指導課(☎011-11-56315)にお問合せ下さい。



右の図案は、昭和五十二年電波障害防止図案コンクールで全国入選した、室蘭市立東明中学校三年 湊宣泰君の作品です。

●四面に、建造物によるテレビ電波障害の改善法を掲載しました

不法電波を一掃しよう
違法無線機は、テレビ、ラジオ放送等を妨害します。

建造物による

テレビ電波障害の改善法

○テレビ電波の性質と電波障害

テレビ放送の電波は光に近い性質をもっていますので、ビル等の陰では電波が到達しにくくなります。また、ビルによって反射したりします。そのため、画像が二重三重になるなど、うつりが悪くなります。

○ビルにより影響を受ける範囲

ビルの大きさ、放送局からの距離、地形などにより障害状況は異なりますが、一般に図1のように斜線で示した範囲が、障害を受け特にビル近くでは影響が強く現われます。また、ビル前面などに反射障害が発生する場合があります。

○電波障害予測調査

ビルの建築前に北海道電波障害防止協議会あるいは専門業者に依頼して、障害範囲の推定ならびに建築前の受信状態の調査を行う必要があります。この調査結果をもとに改善対策を検討します。

○電波障害の改善方法

付近の受信者を一括して改善する共同受信による方法と、個々の受信者のアンテナについて改善する方法の二つがあります。

1、共同受信による改善方法

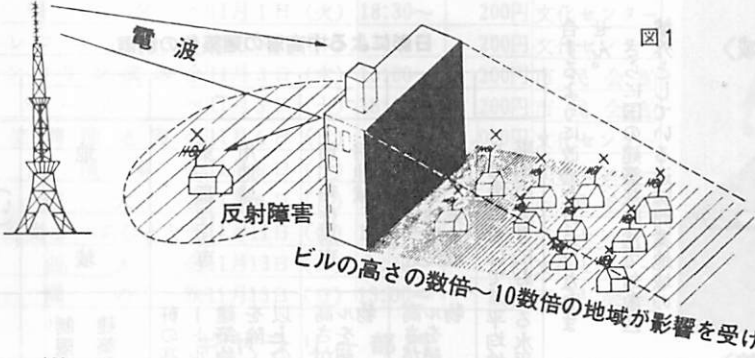


図1

(共同対策)

親アンテナを受信状態のよい場所に建て、有線で各戸に分配する方法で、特殊な部品を使用しますので多少経費はかかりますが、完全な改善方法で、現在ほ

2、個々に改善する方法

(アンテナ対策)

受信アンテナをビルの陰から外れたところに移設するか、性能の良いアンテナに取りかえたり、アンテナの位置、高さなどを変えて改善する方法で、軽微な障害の場合に用いられています。(図2)

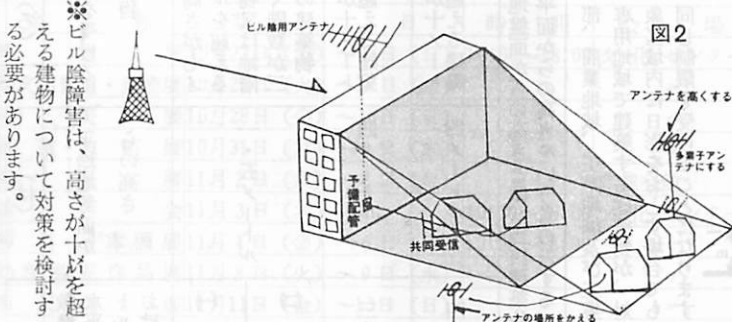


図2

※ビル陰障害は、高さが十層を超える建物について対策を検討する必要があります。

※技術的な相談は次のところへお問合せ下さい。協議会の調査、技術指導は無料です。

北海道電波障害防止協議会
室蘭支部
事務局
・山手町一―三―五十五
NHK内(☎〇七二七二)
・幸町九―四
北電内(☎〇三二四一)

むろらん

市民ニュース



―HBC・TV放送番組から―

◎放送時間と内容

毎週土曜日11時30分～35分
5日・福祉年金の支払月が変わります
12日・「市民の体力づくり」に体育館を開放
19日・急患診察医制度と急病センサーは正しく利用しましょう
・急救車は正しく利用しましょう

26日・プロパンガス調整器の凍結防止を

市民相談の窓口を

お気軽にご利用下さい

日常生活の中で、市政に対する苦情、要望、意見のほか、近隣間とのトラブル、私事の悩みことなどいろいろあると思いますが、問題が起きたら早期に解決すること

が肝要です。

市では、このような場合みなさんがお気軽にご利用できるような市民相談室を設けておりますのでいつでもご相談においで下さい。

市民相談室は、市役所一階中央地区サービスセンター内にあり、電話(☎一一―一内線四一五、四一六)による相談も受付けています。

市民法律相談

10月22日、11月12日

▽相談員 弁護士

▽時間 九時～十二時

▽受付 相談日の前日まで

申込み、問合せは、市民相談室(☎〇二一一―一内線四一五、四一六)へ。

※相談は無料です。

有珠山噴火災害義援金

ご協力ありがとうございます

ございました

先に寄せられた義援金(市役所各地区サービスセンター、社会福祉協議会)は、十月十一日現在で、百七十九件、二百八十四万二千三百五十五円に達しました。

市では、災害義援金品募集北海道地方委員会を通じ、現地に送金いたしました。義援金を寄せられたみなさんのご好意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

使う火を消すまで離すな目と心

秋の火災予防運動

10月15日～10月30日



山々の樹々がすっかり紅葉して日ごとに秋の深まりが感じられます。これからは暖房器具の使用も多くなりますが、それにとともに火災の多発期に入ります。今年も十月十五日から十月三十一日までの十七日間、全道一斉に「使う火を消すまで離すな目と心」を統一標語に秋の火災予防運動が行われます。

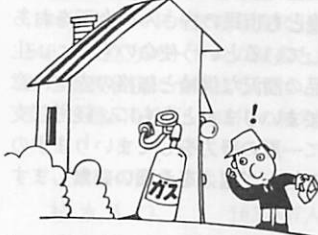
さて、この恐ろしい火災から尊い命と貴重な財産を守るため、次のことを注意しましょう。

一、ストーブ、煙突などの暖房器具の取付けは安全でしょうか。
二、タバコの投げ捨てや寝タバコ

- 三、移動式石油ストーブは対震自動消火装置付のものでなければ昭和五十三年一月十五日以降使用できません。
- 四、老人・子供・身体の不自由な人は避難しやすい場所に寝かせましょう。
- 五、万一の時の心構えを、普段から家族で話し合っておきましょう。
- 六、移動式石油ストーブは対震自動消火装置付のものでなければ昭和五十三年一月十五日以降使用できません。

プロパンガスを安全に使用するために

LPガスの事故防止



ボンベの置き場所、ゴムホースからのガス漏れに注意してください。定期的に点検を。

プロパンガスの事故の多くは、ガスの性状を知らないことから取扱いの誤りにより発生したり、ちょっとした不注意や日常の点検の不備による器具の不良などが原因となっています。

- そこでプロパンガスを使用する際には、次のことに注意しましょう。
- 一、器具のまわりや上部は整理し燃えやすいものを置かない。
- 二、バーナーがつまってはいないか時々点検し、器具ブラシで掃除する。
- 三、ゴム管がひびわれしていたり溶けてべとつくものは取替える
- 四、接続部には必ずホースバンドをつける。
- 五、使用しないコックにはゴムのキャップをつけておく。
- 六、使用後は元栓をしめる。
- 七、使用中はその場をはなれない
- 八、ときどき換気をする。
- 九、プロパンガスボンベは直射日光を避け通風の良い場所におく
- 十、プロパンガスボンベは鎖などで転倒防止措置をしておく。
- これから寒い季節となりますので、調整器の凍結防止のためにポリエチレンの袋をかぶせるようにしましょう。

市消費者相談室

相談事例から

プロパンガス及びガスもれ警報器(リース制)の料金と災害時の保障内容について

〈相談内容〉

毎月ガス料金とガスもれ警報器のリース料金を一括して支払っていますが内容についてわかりません。ガスもれ警報器は保安第一で三年毎に新製品と取替えると言っていますが災害時の保証について教えてほしい。

〈回答〉

プロパンガスのメーター化により十kgボンベによる重量売りとの違い、未使用の場合も基本料金(管理費、ガス代金、検針検査料、集金手数料)を支払わなければならぬ不合理な点があります。また販売店によって基本料金、料金内容が違い一律ではありません。相談者の取引店の基本料金は六百五十円、二m九百七十円、三m千二百八十円、四m千六百円、五m千九百円、六m二千二百三十円、七m以上は一m増毎に三百三十円加算という料金体系で、一m未満の端数は切捨て検針で使用料を算出し、ガスもれ警報器のリース料金月額二百円を加算して集金されます。通産省では高圧ガス保安審議会の答申を受け、次のようなガスもれ警報器の損害保険つきリース制度を昭和五十年から発足させています。

消費者相談室をご利用下さい

(市役所一階 ☎四八五六)

消費者相談室は、市民の消費生活に関する苦情や相談を受け付け、その処理によって消費者の正当な利益を保護するために開設されています。お気軽にご利用下さい。

▽受付 月～金曜日十時～十六時

企業会計決算

中央卸売市場事業

会定例会において、原案どおり認定されましたので、そのあらましをお知らせします。

業会計

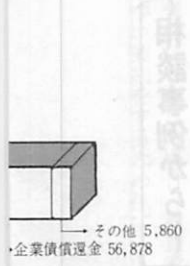
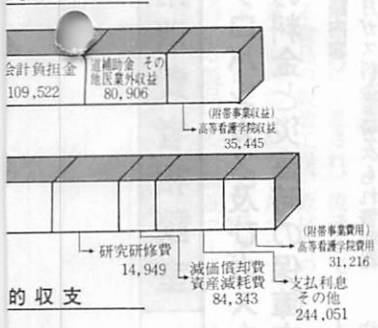
4,930万円の赤字

本病院は、地域の基幹病院として、多くの高度医療、特殊医療を受け持ち、市民の皆さんの健康を守るべく努力しておりますが、現在の料金体系からみしても不採算医療であり、これらについてもまた赤字の要因となっているが実状です。

今後は、このような厳しい社会経済情勢の中ではありますが、地域医療サービスの使命のもとに、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

また、国の医療制度に対し、国が抜本的施策を講ずるよう積極的な働きかけをしてまいりますので、市民の皆さんのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

業会計の収支 (単位千円)



資本的収支状況総括表 (単位 円)

会計別	資本収支実績		
	収入	支出	差引
水道事業	280,738,781	619,275,605	△ 338,536,824
病院事業	100,494,240	257,259,479	△ 156,765,239
中央卸売市場事業	80,995,417	130,922,792	△ 49,927,375

中央卸売市場事業会計

単年度で8,440万円の赤字

中央卸売市場事業の決算は、収益的収支では、収入が2億699万1,791円、支出が2億9,139万3,152円で、差引き単年度で8,440万1,361円の赤字となり、今年度の累積赤字は5億6,520万9,101円となりました。

また、資本的収支では、収入が8,099万5,417円、支出が1億3,092万2,792円で4,992万7,375円の資金不足を生じ、この不足額については一時借入金で措置しました。

この赤字の要因としましては、今期中売上高の伸びと一般会計からの補助金の

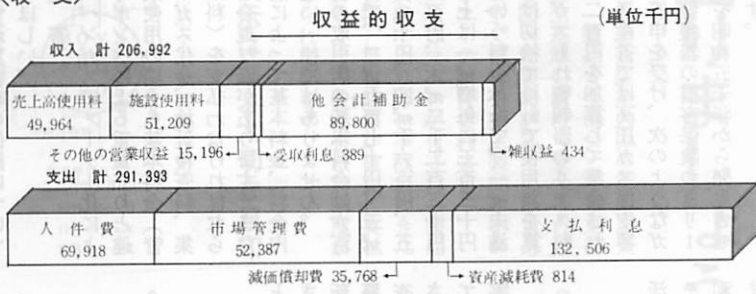
増額がありましたものの、給与改定に伴う人件費、施設の老朽化による維持補修費の増高、設備投資にかかる金利負担及び減価償却費の負担増などによるものです。

当事業会計は、ここ当分の間、その均衡を図ることはむづかしい実状にありますが、今後とも市民の皆さんの台所をおあずかりしているという使命のもとに、生鮮食料品の潤沢な供給と価格の安定に意を尽してまいりますとともに、経営収支の改善に一層の努力をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします

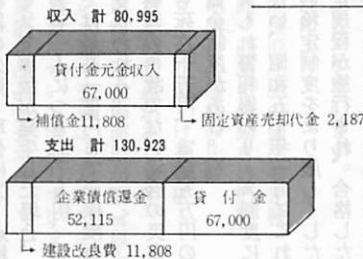
〈業務のあらまし〉

	青果部	水産物部	計
取扱数量	55,771,928Kg	22,706,845Kg	78,478,773Kg
取扱金額	7,358,740,988円	9,247,816,637円	16,606,557,625円

〈収支〉



資本的収支



収益的収支状況総括表

(単位 円)

会計別	損 益 収 支		
	収 益	費 用	損 益
水道事業	2,045,525,956	1,495,150,310	550,375,646
病院事業	2,974,713,868	3,224,066,739	△ 249,352,871
中央卸売市場事業	206,991,791	291,393,152	△ 84,401,361

昭和51年度

水道事業・病院事業

昭和51年度の企業会計(水道事業、病院事業、中央卸売市場事業)の決算について、このたび開かれた第3回市議

水道事業会計

財政の健全化進む

水道事業は、財政3カ年計画の初年度として、料金の改定を実施し、財源の確保を図るとともに経費の節減、効果的な事業投資並びに施設の維持改善など経営の改善と、健全財政の確立のため積極的に努力をしてきました。

また、給水量につきましては、13,253,584立方メートルで前年度に比較して、649,048立方メートルの減少となりましたが財政状況につきましては、収益的収支で5億5,037万5,646円の純利益を生じ

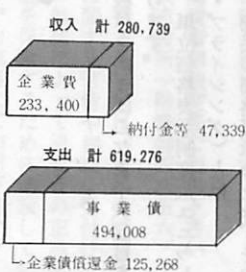
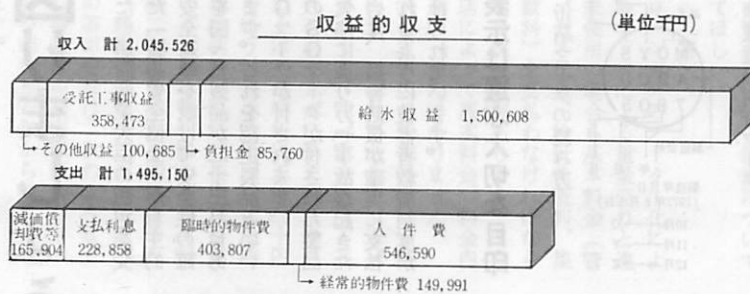
この資金により前年度末の資金不足4億7,324万6,141円を解消するとともに資本的収支の不足財源の一部に充当した結果昭和51年度末では、1億212万8,343円の資金不足にとどまることができました。

今後の事業の運営にあたりましては、健全財政の早期確立と市民の皆さんに対する給水サービスの向上のため一層の努力を重ねてまいりますので、今後ともよろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。

〈業務のあらまし〉

給水人口	162,367人	1カ月平均給水量	1,104,464m ³
給水栓数	48,163栓	年間配水量	18,825,406m ³
年間給水量	13,253,584m ³	1カ月平均配水量	1,568,783m ³

〈収 支〉



病院事業

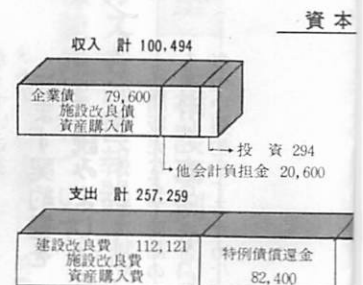
単年度で2億

病院事業会計の決算は、収益的収支では、収入が29億7,471万3,868円、支出が32億2,406万6,739円で、差引単年度で2億4,935万2,871円の赤字となり、今年度の累積赤字は、14億1,206万7,365円となりました。

また、資本的収支では、収入が1億49万4,240円、支出が2億5,725万9,479円で1億5,676万5,239円の資金不足を生じ、この不足額については、一時借入金で措置しました。

この赤字の要因としましては、診療報酬改定のおくれ、給与改定等に伴う人件費及び、諸物価の高騰、並びに施設の老朽化による維持管理費等経営費の増高とさらに、金利負担の増額によるものです。

〈収 支〉



あなたの知恵と勇気で生活の改善を図りましょう

好評だった消費生活展

市と室蘭消費者協会の共催で、九月三十日から十月二日までの三日間、文化センター展示ホールで開催された「77みんなの消費生活展」豊かでしあわせなくらしをめざして」は、約四千八百人の入場者があり、好評裡に幕を閉じましたが、この生活展をご覧いただけなかった市民の方々へ主なものについて紙上でご紹介いたします。



みんなの消費生活展から

一、かしい消費 者となるために

(一)生活から危害を なくすために

ア、三百三十四種類もある食品添

加物
近ごろの食卓のバラエティに富んだ豊かさは加工食品のおかげとも言えますが反面、この加工食品には多種類の食品添加物が使用されているものが多いのです。国では現在、食品添加物の安全性について再点検作業を実施していますが、私たちの命とくらしを守るために徹底したチェックを要望しています。

イ、衣料品のホルマリン規制
衣料品の加工にはホルマリン(ホルムアルデヒド)を含んだものを使用することがありますがホルマリンは人の眼やのどを刺激したり、量が多くなると肝臓障害を起すと言われています。

現在、衣料品中のホルマリンは二十四カ月以内の乳児用のものは0、大人の下着類は75PPM以下に規制されています。

ウ、プラスチック類のこんな使い

方はやめましょう。安定剤、可塑剤などの添加剤がとけ出して有害になることがあります。

- ・鶏卵のパッケージは食べ物入れではありません。
- ・アイスクリーム、シャーベットなどのポリスチレン容器に柑橘類を入れないこと。
- ・台所用のゴミ袋に食べ物を入れないこと。
- ・酸敗臭の出た密閉容器は使わないこと。

エ、Sマーク、SGマーク製品について
特に危険と認められる製品については、国が特定製品として指定しており、現在の九品目があります。家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗用車用ヘルメット(自動二輪車乗用車用のもの)、野球用ヘルメット(硬式野球用のもの)、炭酸飲料びん詰(400ml以上のもの)、炭酸飲料を充てんするためのガラスびん(400ml以上のもの)、乳幼児用ベッド、金属製バット(野球用又はソフトボール用のもの)、ローラ・スケート、登山用ロープ

これらの特定製品については、安定基準が定められ、その安定基準に合格した旨のSマークが付されていない製品は販売してならないこととなっています。

また、通商産業大臣の認可を受けた「製品安全協会」が自主的に安全基準を設けて安全性の確保を図った製品が二十三品目あります。これを認定製品といひSGマークが付されます。

このSGマークが付された製品の欠陥により万一事故が起きた場合は、損害賠償が確実に支払われるように被害者救済制度が設けられています。

(二)表示は選ぶ大切な目印



イ、地域食品認証マーク

地域的に生産され、流通している食品の製造工程、原材料の品質、使用添加物などについて一定の基準を定め、この基準に適合する製品にこの認証マークが付されています。

現在、対象品目は納豆、豆腐

板付きかまぼこなど十六品目あります。

ウ、単位価格表示制度(ユニットプライシング)とは
商品の価格表示のとき、そのものの値段とあわせ、例えば「10g当たり〇〇円」とか「100ml当たり〇〇円」というように、一定単位量当たりの価格を表示することを言います。

これにより、

- ・同種商品間の価格の比較
- ・同一商品の値動きの把握
- ・他店との価格の比較
- ・まやかしい値上げを見破るなどの利点があります。

市内では売場面積が300㎡以上の大型小売店二十八店で三十品目について実施しています

エ、家庭用品品質表示法
家庭で一般に使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品には家庭用品品質表示法により商品の品質性能、特徴等を表示することとなっています。

(三)まず契約書を 読みましょう

ア、クーリング・オフ制度
訪問販売などで商品の制賦購入契約などをした場合、消費者がつい契約をするため生ずるト

ラブルをふせぐために、消費者が無条件で解約できる制度で、訪問販売については契約内容を記載した書面の交付を受けた日を含め四日間です。

イ、訪問販売

。現金購入以外の場合は、購入の際、販売業者から販売条件を記載した書面が渡されますから、よく読んで下さい。

。現金購入の場合は、クーリング・オフができませんので、お金の支払いは慎重に行うことが必要です。

ウ、通信販売

通信販売を利用する場合は、広告の販売条件をよく確認して申

みんなの

消費生活展をみて

目的コーナーごとにわかりやすく展示されている館内を見てまわりました。資源の有限時代に、こういった事を新聞や、マスコミ等で書き立てているわりには、ちまたの商店に、あふれるように品物が出回り、実感として有限時代を認識するには、まだまだのような昨今であります。そう云う点から考えても、この生活展を見て本当に意義があったと思えました。館内ですす目についたのは、パネルによるわかりやすい絵表示

一、物を選ぶ時の一つのめやす
込んで下さい。
エ、ネガティブ・オプション
。勝手に送られてきた商品の代金は支払う必要はありませんし返送する必要もありません。ただ、送られてきた商品をいつでも保管することは迷惑ですので、商品が送られてきてから三カ月経過すれば、自由に処分ができることになりました。

オ、連鎖販売取引(マルチ商法)
。物品の販売をする事業であって、再販売する人を特定利益が得られるという事で誘い連鎖販売取引をすることをいいます。

。契約を結んで書面の交付または、資源を生かす事の意義
三、いらなくなったものの再利用
これらが一目でわかるように描かれており、身体に害のある物品の見分け方、食品を買う時の表示の見方なども、手に取って自分でも確かめられるように展示されて本当にわかりやすいと思えました。そして、実際再利用で作られた定規や可愛い犬の小物入れをいただいて帰り、これが廃品で出来たのかと、つくづくながめている次第です。

リフオームコーナーの所では、古くなった洋服や、せまくなった主人のズボン等組合せて、早速、何か作ってみようという気にさせられ、ほんとうに勉強になりました。また、手作りのコーナーでは飲み物からおやつまで、ちょっと

は商品の引き渡しを受けた日から十四日以内は契約の解除ができます。

一、楽しい

手づくり食品

二〇〇カイリ時代を迎えて魚不足がさげばれていますが、私たちになじみの探いホッケ・カレイ等の近海魚を好ききらいなく食べれば、そう心配することはありません。

あなたの知恵と工夫で、栄養豊かで美味しい手作り食品を……。

したアイデアと時間で、ポイント捨ててしまうようなものを型を変え手を加えて作り変えるその楽しさと経済性に探る頭の下の思いがしました。大豆たんぱくを使ってのお総菜料理、これも家族の栄養と健康を守る主婦にとっては大きな収穫でした。

ただ、欲を言わせてもらうなら場所を蘭東に替えてもう二日ぐらい継続して欲しいと思えました。蘭西に二日、蘭東に二日、室蘭の地形から言ってもこのような配慮をして欲しいと思います。

実際計画をし、実行するまでのみなさま方の、なみなみならぬご苦労が、見てまわっていてわかるだけに、蘭西だけで終わらせるのは本当においしいと思えました。

中島本町 N生



魚の調理講習会

また、ジュースやジャム等長く保存するものは、保存の方法が悪ければ、せっかく手作りした季節の味ももったいないことになります。まず大切なことは、どんな保存法でも保存する場合は小分けすること、いったんふたを取れば、普通の状態に食品を置いたのと同じです。次に大事なことは、清潔な状態で作り直ちに保存することです。

三、あなたの手で

不用品に

もう一度命を

ご家庭で不用になった衣料品、雑貨等はあなたのアイデアにより再利用が可能です。

たとえば、不用になったジーンズを利用してバックやリュックサック、またワイシャツからエプロンや洋服カバー、ジュースの空き缶からクッキーの抜き型や小物入れなど、あなたのアイデア次第で

不用品ダイヤル市に現在登録されている物

欲しい	湯沸し・マシン(ポータブル)・Sベット・茶ダンス・自転車(子供、婦人、大人用)・エレクターン・オルガン・ベビーバス ・イス(子供用)・オートバイ・三輪車・ベビーベッド・冷蔵庫 ・電気コタツ・洗たく機・アンマ機・英文タイプ・ペンスト ーブ・石油ストーブ・ストーブガード
譲りたい	ガスオープン・石油タンク・編機・ダブルベット・セミダブルベット ・シン・イス・テーブル・マット・応接器・セット・流し台・ベ ・三面鏡・食卓・テーブル(和式)・乳母車・歩行者・タイヤ・ベ ・タンス・コンビラック・自動車・テレビ(白黒)・ポータブル・石 加湿器・乾燥機・ステレオ・電熱機・カラーテレビ・冷蔵庫 ・ストーブ・きねうす

新しいものに生まれ変わります。消費生活展でも市民の方のアイデアによる約一〇〇点の再利用作品が展示され、訪れた方に好評でした。

また、家庭で簡単に再利用のできない大型消費財(ベビーベッド、二段ベット、マシン等)については市で不用品ダイヤル市を開設し、ゆずりたいもの、ゆずってほしいものの電話による仲介を行っています。

資源を大切に使うためにも、お気軽に「☎五〇〇〇番」へダイヤルして下さい。

第27回市民文化祭

ステージ部門

名 称	期 日	時 間	入場料	会 場
吹奏楽合同大演奏会	10月20日(日)	14:00~	300円	文化センター
第7回現代文学の夕べ	10月28日(金)	18:00~	無料	市立図書館
弦楽合奏の夕べ	10月29日(土)	18:00~	200円	文化センター
ママさんコーラス発表会	10月31日(月)	18:30~	100円	文化センター
合唱の夕べ	11月1日(火)	18:30~	200円	文化センター
バレエコンサート	11月3日(木)	13:00~	200円	文化センター
マンドリン演奏会	11月3日(木)	13:00~	200円	市民会館
ギターの夕べ	11月5日(土)	18:00~	200円	市民会館
邦楽舞踊発表会	11月6日(日)	11:00~	1,000円	文化センター
三曲演奏会	11月6日(日)	12:30~	無料	文化センター
吟道大会	11月6日(日)	10:00~	無料	市民会館
軽音楽夕べのひとつき	11月11日(金)	18:00~	300円	文化センター
謡曲大会	11月13日(日)	9:30~	無料	文化センター
民謡の旅	11月13日(日)	13:00~	無料	市民会館



昨年の書道・魚拓展から

ギャラリー部門

名 称	期 日	時 間	会 場
華道展	10月22日(土)~23日(日)	10:00~18:00	文化センター
高文連書道・美術展	10月25日(火)~27日(木)	"	"
室美展	10月28日(金)~30日(日)	"	"
書道・魚拓展	10月31日(月)~3日(木)	"	"
菊花展	11月2日(水)~4日(金)	"	産業会館
茶会	11月3日(木)	10:00~16:00	文化センター
写真・日本画展	11月4日(金)~6日(日)	10:00~18:00	"
幼稚園児作品展	11月8日(火)~9日(水)	"	"
市民作品展	11月11日(金)~13日(日)	"	"

十一月三日の文化の日を中心に文化センター、市民会館をおもな会場として、第二十七回市民文化祭が開催されます。
 ステージ部門では、一般市民参加による発表会、ギャラリー部門では、市民作品展の継続開催など市民総参加をめざした新しい企画を盛り込んだ行事内容となっております。
 市民多数のご参加、ご来場をお待ちしております。
 なお、行事名称の一部変更があります。

市民作品展

作品募集中

市民文化祭の一つとして、市民の個人参加による作品展を開催します。みなさんのご応募をお待ちしています。

▽募集作品

- 押絵、木彫、七宝焼、らく焼、砂絵、紙細工、皮工芸、ろうけつ染、籾工芸、その他
- ▽締切り日 十月三十日
- ▽応募先、問合せ先 市民文化祭実行委員会(幸町六一二十文化センター内☎三二五〇)

勤労婦人センター

第7回作品展示会

勤労婦人センターでは、センター利用の講座生、自主グループを中心に、日頃の勉強の成果をみていただくために、作品展示会を開催します。

展示されるのは、洋・和裁、木彫り、水彩画、油絵、書道、七宝焼等の作品のほかに、茶道講座生による薄茶の接待やパーも行い

る場合もありますので、ご了承下さい。
 くわしくは、市民文化祭実行委員会(文化センター内☎三二五六)へ。

理科研究発表会

ますので、ぜひ、ご来場下さい。
 ▽日時 十月二十六、二十七日 十時~十九時
 ▽会場 勤労婦人センター
 小、中学生

模型作品コンクール展 作品募集中

青少年科学館では、模型作品コンクール展を開催します。ただいま作品募集中です。どしどしご応募下さい。
 ▽日時 十一月三日、五日、六日 (開館時間内)

▽募集対象

- ①小学生の部 ②中学生の部
- ③小学生の部 ④中学生の部
- ⑤小学生の部 ⑥中学生の部

▽募集期間

十月十六日~十月二十三日
 くわしくは、青少年科学館(☎二〇五八)へ。

第31回読書週間 10月27日～11月9日

一冊の本から何かが始まる



昨年(去年)の行事から

図書館講堂
・演題
「私の交友録」
・講師
郷土史家 更科源蔵氏

▽製本講習会 一般市民対象
十一月一日(火) 十四時
図書館二階学習室

・講師
三松美昭氏
当日、材料費として二百円、針ハサミ、物さし、目打ち、皮すきなどご持参下さい。

▽読書感想文入選者表彰式
十一月五日(土) 十四時

図書館二階学習室

昭和52年度

室蘭市青少年

表彰推せん受付

「青少年に誇りと自信を」
市教育委員会では、広く青少年

の模範となる行いを表彰し、青少年の誇りと自信を高めるため、次のとおり昭和五十二年度室蘭市青少年表彰の被表彰者の推せんを付けています。

▽表彰の種類・対象
・青少年善行者表彰

市内に居住する学令始期から

昭和五十二年十一月六日現在満二十五歳未満の青少年で他の青少年の模範となる善行のある者
・青少年団体活動者(個人)
学令始期から昭和五十二年十一月六日現在満二十五歳未満の青少年で、市内に組織されている青少年団体で活発な活動をしている者。

・青少年団体活動者(団体)

市内に組織されている青少年団体でたえず堅実活発な活動を続けている団体。

・優良勤労青少年表彰

市内に居住する昭和五十二年十一月六日現在満二十五歳未満の働く青少年で、日常生活、職場、地域で他の働く青少年の模範となる者。

▽推せん方法

推せん書の提出によって行う。
推せん書用紙は市教委青少年課にあります。

▽推せん締切日

昭和五十二年十月二十五日(火)
▽推せん書提出先、問合せ先
市教育委員会青少年課

☎〇五一一 栄町二一―十九

☎〇七七七〇

健康に役立つメモ

テレフォンサービス

23局5151番

11月

市では、みなさまの健康管理に

役立てていただくため、毎日テレフォンサービスをしています。

「保健衛生一口メモ」で、あなたの健康管理のお手伝いをします。ので、ぜひ、ダイヤルして下さい

〈内容と時間〉

平日 十五時～翌朝九時

土、日、祭日 一昼夜

月、火曜日

乳幼児の健康メモ

水、木、金曜日

大人の健康メモ

土、日曜日

栄養、その他全般のメモ

「保健衛生一口メモ」の十一月のテーマ(予定)をお知らせします。

▽一日(火)

赤ちゃんの夜泣き

▽二日(水)、三日(木)

四日(金)

お酒と肝臓病

▽五日(土)、六日(日)

めまい

▽七日(月)、八日(火)

冬に多い消化不良

(小児仮性コレラ)

▽九日(水)、十日(木)

十一日(金)

増える肺気腫

▽十二日(土)、十三日(日)

神経の話

▽十四日(月)、十五日(火)

赤ちゃんの腹部ガソ

▽十六日(水)、十七日(木)

十八日(金)

妊娠中毒症と食事

▽十九日(土)、二十日(日)

体質とは

▽二十一日(月)、二十二日(火)

二十三日(水)

ゼンソクと気管支炎

▽二十四日(木)、二十五日(金)

鼻出血

▽二十六日(土)、二十七日(日)

内分泌の話

▽二十八日(月)、二十九日(火)

そけいヘルニア

▽三十日(水)

トキソプラズマ症

※なお、平日の九時から十五時まででは、「みんなの健康」を放送していますのでご利用下さい。

郵便局へ

転居届をお忘れなく

転居された時、友人や知人に転居通知を出すことは、欠かせないエチケットです。

これと同時に、旧住所の配達を受け持つ郵便局にも転居届を出しておきますと、その届出の日から一年間は、旧住所あての郵便物が新しい住所へ転送されます。

転居届用紙は、郵便局の窓口にももちろん、市役所にも備えてあります。

◎届け用紙の住所は完全にアパート住いの方や、下宿、間借り、同居されている方は、自分の住所に「〇〇荘」、「〇〇方」等の肩書きを忘れずにお書き下さい。
郵便局から

母親学級開催

▽対象 妊娠五〜七カ月の妊婦
▽日時 十一月八日(火)〜二十
四日(木) 週二回
十三時〜十五時

▽会場 室蘭保健所栄養室

▽定員 二十五人

▽費用 二百五十円(テキスト代)

▽学級プログラム

11月8日 虫歯のない子を育てるために

10日 出産のための補助動作

17日 赤ちゃんの心得

15日 赤ちゃんの発育

17日 赤ちゃんの必要物品

22日 妊娠中の栄養

24日 産後を美しく

赤ちゃんと法律

▽申込先

電話で、室蘭保健所保健係(☎091-311-376)に申込み下さい。

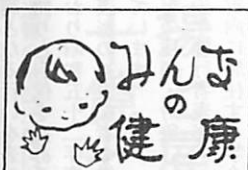
※定員になり次第締切ります。

―室蘭保健所から―

小鉢盆栽展と水石展

期日変更

市政だより十月一日号で、お知らせしました「青少年科学館催し物」の内、小鉢盆栽展と水石展の開催が十月二十一日〜二十五日になっていますが、十月十九日〜二十三日に変更になりました。



児。

※室蘭保健所より個人通知いたします。

〈先天性股関節脱臼検診〉
保健所主催

11月25日 室蘭保健所
時間 10.00〜11.30
13.00〜15.00
対象 生後3カ月から
1才未満の乳児
定員 50人
料金 670円

申込方法
室蘭保健所普及課(幸町9-11 ☎09131
内線375)へ申込み下さい
なお、当日は母子手帳を
持参して下さい。

〈赤ちゃん和妊産婦に牛乳
または粉乳を無料支給〉
市では、生活保護世帯、
市民税非課税世帯、所得税
非課税世帯の乳児和妊産婦
に牛乳、または粉乳を無料
で支給しています。

該当者は、印かんと母子
手帳を持参の上、衛生課保
健係までおいで下さい。

〈みんなの健康欄の問合せ
は〉

○市役所衛生課保健係(☎
021111内線 433、434)
へ。

種できませんのでよくお
読みになってから会場へ
おいで下さい。)

- 1 発熱している人又は著しい栄養障害者。
- 2 心臓血管系疾患、腎臓疾患又は肝臓疾患にかかっている人で、この疾患が急性期若しくは増悪期又は活動期にあるもの。
- 3 接種液の成分によりアレルギーを呈するおそれがあることが明らかな人。
- 4 接種液により異常な副反応を呈したことがあることが明らかな人。
- 5 接種前1年以内にけいれんの症状を呈したことがあることが明らかな人。

- 6 妊婦
 - 7 急性灰白髄炎(ポリオ生ワク)、麻疹、風しん若しくはBCGの予防接種を受けた後1カ月を経過していない人。
 - 8 前各号に掲げる者のほか予防接種を行うことが不適当な状態にある人。
- 日鋼従業員の家族(乳幼児)を対象に行っていました日鋼病院での予防接種は、今後行いません。

〈3才児健診〉保健所主催

11月18日 輪西市民会館
時間 9.30〜11.30
13.00〜14.30
対象 昭和49年7、8月生
まれて大沢町から日
の出町、高平町から
白鳥台に居住する幼

〈一般健康相談〉 無料

11月14日 衛生課輪西分室
白鳥台地区
時間 10.30〜11.30
13.00〜15.00

※日常生活における健康上の問題、乳幼児に関する養育上の問題、家族計画その他について気軽にご相談下さい。

〈定時予防接種〉

11月実施分
1、8、15、22、29日 市役所保健室
2、9、16、30日 中島地区
4、11、18、25日 衛生課輪西分室
10、24日 本輪西地区
以上時間 13.00〜14.45
17日 白鳥台地区
以上時間 13.00〜13.45

◎種目
○3種混合 無料
1期、2期24カ月〜48カ月に至る期間に接種。
○破傷風 有料 1回140円
1カ月間隔で2回接種
翌年追加接種
○インフルエンザ (2回接種)
対象……満3才以上

※15才未満及び70才以上の方は無料。
15才〜69才までの方は
有料(1回 500円)
2週間間隔で2回接種。
☆予防接種についての禁忌事項
(下記に該当する方は接

〈乳幼児相談〉 無料

11月1日 衛生課輪西分室
10日 市役所保健室
以上時間 9.40〜11.00
13.00〜15.00
11月9日 本輪西地区
28日 中島地区
以上時間 13.00〜14.30
11月4、16日 白鳥台地区
以上時間 13.00〜14.00

〈6カ月児検診〉 無料

11月21日 衛生課輪西分室
22日 本輪西地区
24日 労働会館
25日 中島地区
以上時間 12.30〜13.30
対象 昭和52年5月生まれ
の赤ちゃん。

※対象者には個人通知いたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診できますので直接会場へおいで下さい。

〈離乳食講習会〉 無料

12月5日 衛生課輪西分室
時間 13.00〜15.00
定員 30人
対象 昭和52年8月、9月生まれ
の赤ちゃんをおもちのお母さん。

※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。

〈母親学級〉 無料

12月7、14、21、26日
会場 室蘭市医師会館
時間 13.00〜15.30

※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申し込み下さい

今月は、道・市民税三期、国民健康保険料四期
下水道事業受益者負担金三期の納期です